

避難所運営マニュアル 概要版



令和4年3月

蘭越町

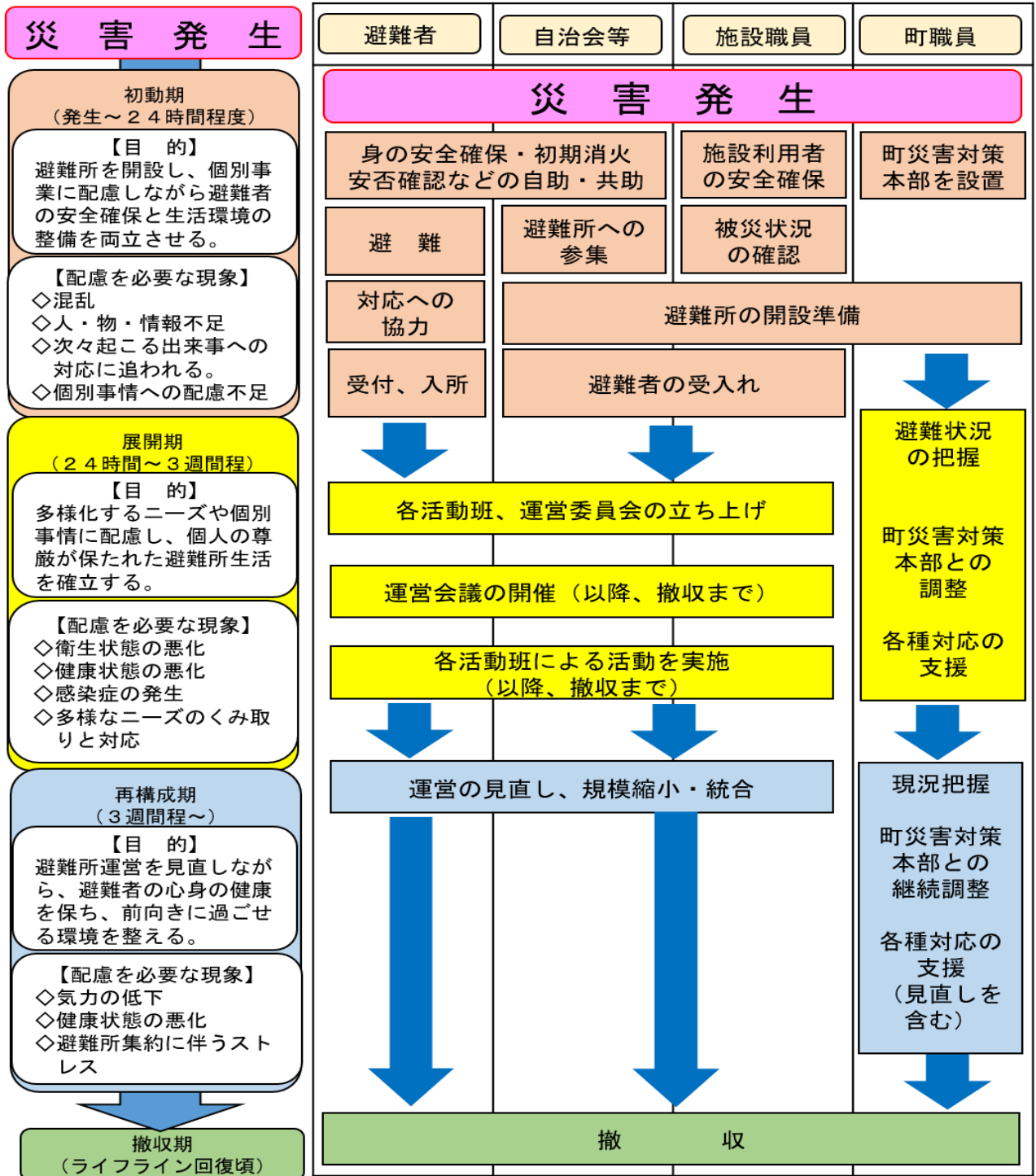
目的

「蘭越町避難所運営マニュアル」は、地域住民と行政、関係機関の連携によって、避難所を円滑に運営し、より良好な避難生活環境を確保することを目的としています。

方針

災害発生直後における避難所の開設および初期運営は、町の避難所担当職員が中心となり、施設管理者や避難者と協力して行います。その後、自主防災組織等を中心とした運営組織をつくり、避難者同士が協力して、避難所の自主的な運営を目指します。

災害発生から避難所開設・運営・撤収までの流れ



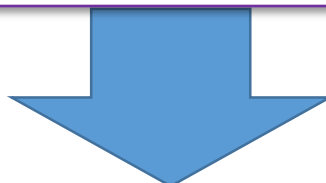
避難所の開設

避難所の開設は、災害警戒本部長もしくは災害対策本部長が判断し、原則として、町の避難所担当職員が開設します。
避難所担当職員が配置できず、かつ緊急の場合は、その他の町職員や施設管理者が施設を解錠し、開設準備を行います。

<<< 避難所開設の流れ >>> (詳しくは、本編参照)

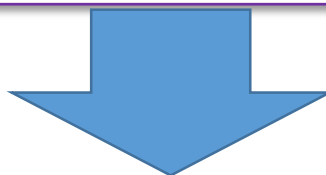
参集及び 安全確認

町災害対策本部の開設指示を受けて、避難所担当職員が参集します。
施設や周辺的安全確認を行い、避難者の受け入れが可能か判断します。



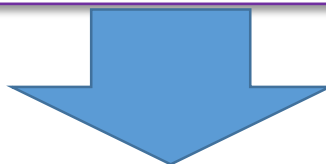
開設の 準備・報告

安全が確認できたら、受付の設置、資機材等の確認を行い、避難所を開設します。
開設したら、町災害対策本部へ報告します。



避難者の 受け入れ

受付の設置、資機材の確認をした後、避難者の受け入れを開始します。
具体的には、受付で避難者名簿を作成し、避難者を居住スペースへ誘導します。



初期運営

町の避難所担当職員が中心となり、避難者らと協力して、応急的な初期運営を行います。
また、避難所担当職員、地域の代表者や自主防災組織の構成員が協力して、応急的な避難所運営組織を立ち上げます。

ポイント

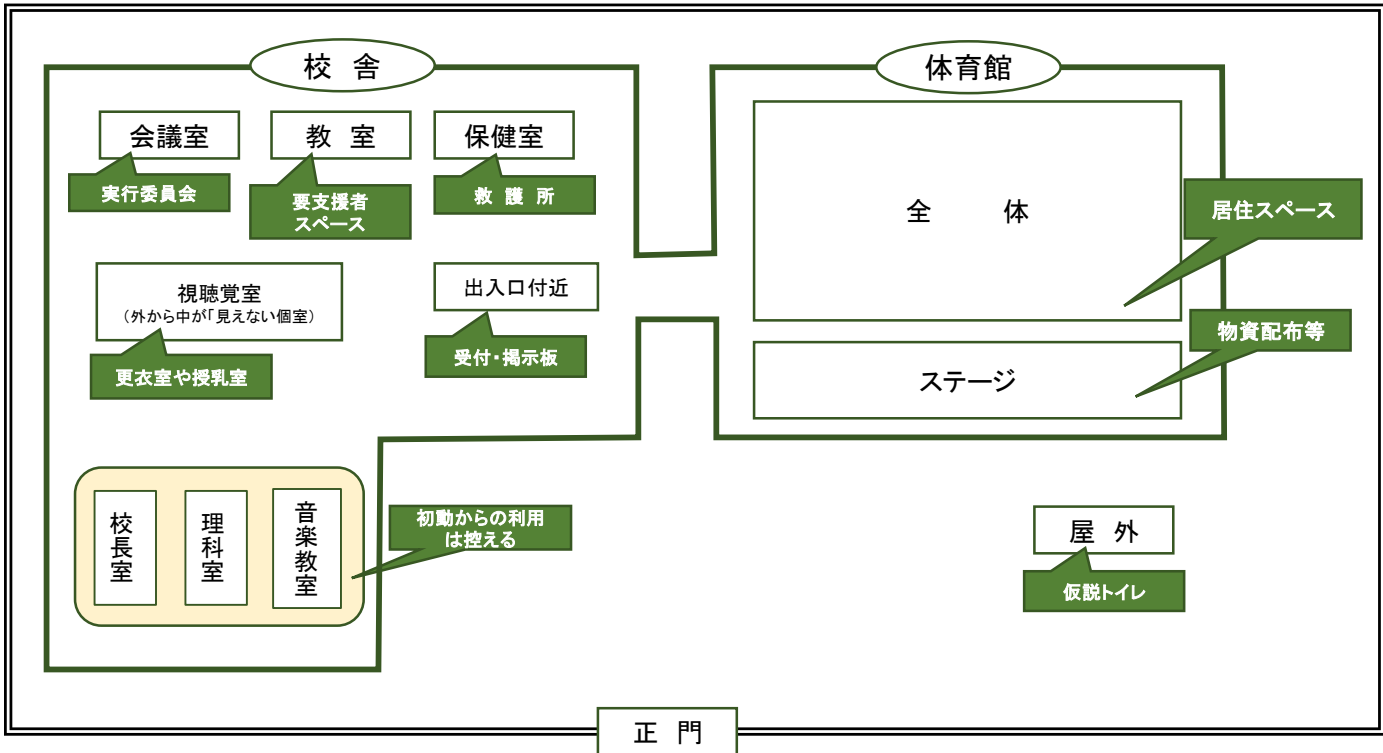
- 初期は町職員が中心
開設、および初期の運営は、原則的に町の職員が中心となって行います。
- 避難者も互いに協力
円滑に運営するため、自治会単位で名簿を作成して提出するなど、互いに協力し合いましょう。

避難所

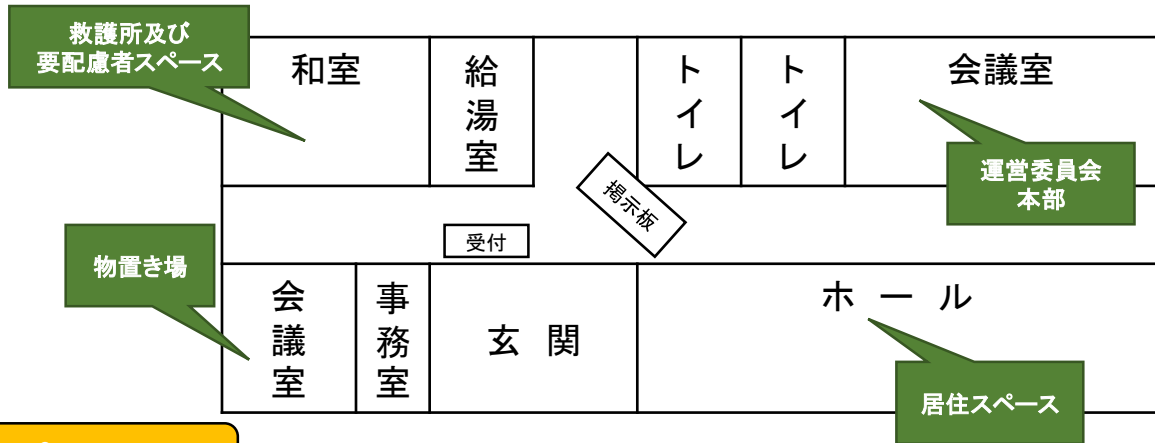
避難所は、災害の際に避難が必要な人を一時的に収容することで、安全の確保と被害の軽減を図ります。また、避難者が互いに助け合いながら、生活の再建を目指すための場でもあります。

避難所レイアウト作りの例

※小学校を避難所とした場合



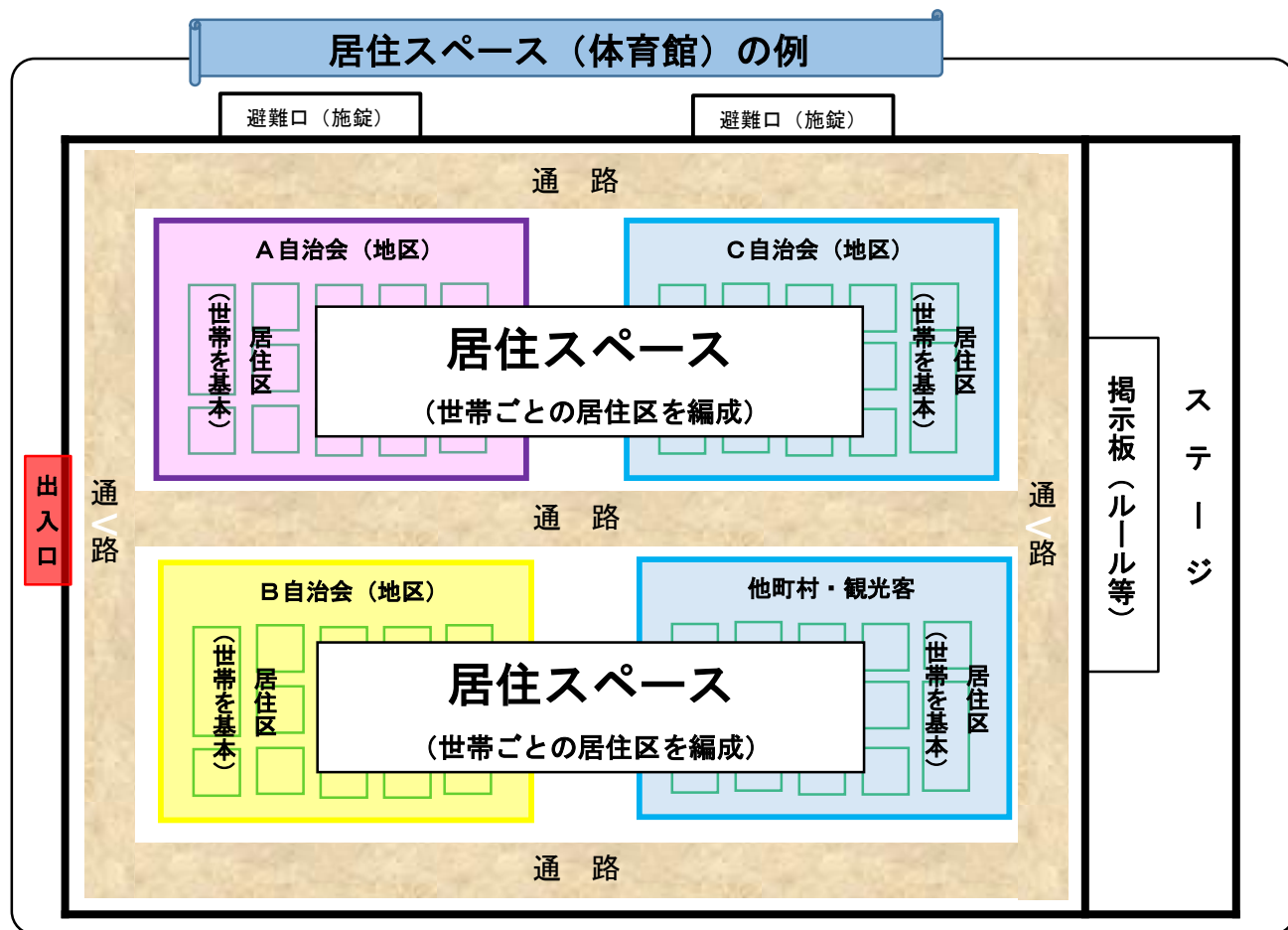
※小規模な公民館や集会所が避難所の場合



ポイント

- 通路の確保
居住スペースでは、必ず最初に通路を確保します。
- 多様な人の共生
子ども、女性、高齢者、障がい者などに配慮した空間(個室や仕切りを利用したプライバシーの確保)を心がけましょう。
- 情報の共有
掲示板などを活用し、みんなに情報が行き届くようにしましょう。

※体育館を避難所とした場合



スペースの確保と割り振りの例

居住スペース

- ・生活の拠点になるスペース
- ・一人当たりの空間は2㎡が目安
(※コロナ等感染症対策を必要としない場合)
- ・通路の確保に注意すること

物資等の配布場所

- ・出入口付近に設置し、受付業務を行う。

実行委員会本部（事務室）

- ・会議室などを利用する。
- ・部屋がないときは、机などを使って作業スペースを作る。

掲示板

- ・出入口の近くに設置し、広報に活用する。
- ・車からの情報、避難所のルールなど、分野別に分けて掲示する。

更衣室・授乳室

- ・居住スペースから離れた、カーテン等で中が見えないようにできる部屋を使う。

物資等の保管場所

- ・トラックの進入、荷物を出し入れのしやすい場所を選ぶ

物資等の配布場所

- ・屋根のある広い場所や、仮設テントを使う。
- ・配布の様子が周りから見える場所が良い。

仮設トイレ

- ・原則的に屋外に設置する。
- ・においのほか、要配慮者の行きやすさ、清掃水の確保などにも留意する。

喫煙場所

- ・防犯を重ねて、居住スペースから離れた、階段の裏口付近などに設置する。

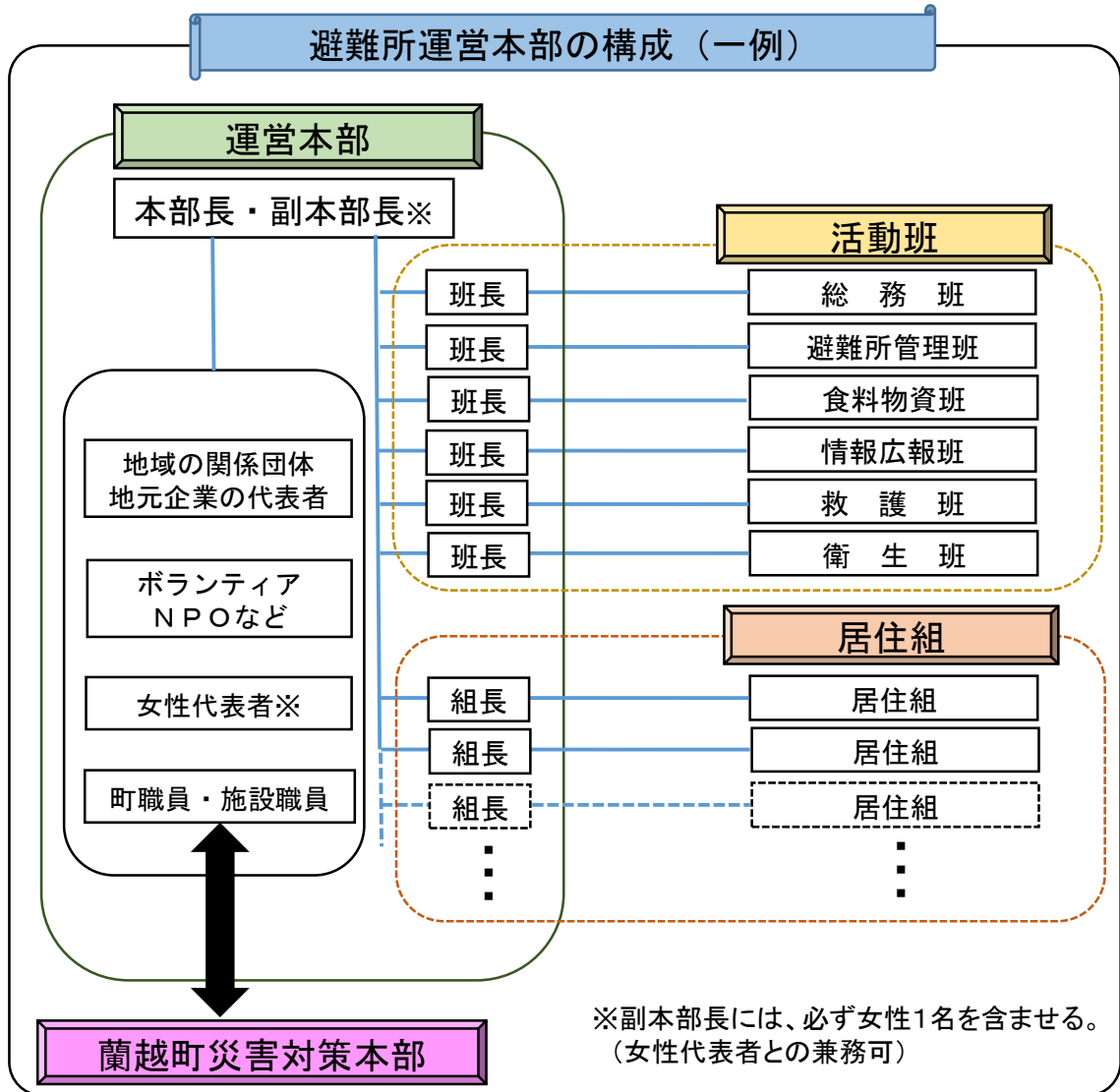
立ち入り禁止区域

- ・施設の運営に必要な場所(事務室や職員室)
- ・災害時に危険がある場所(物置や理科室)
- ・その他、被災によって危険な場所などは立ち入り禁止にする。

避難所 運営本部

開設からおおむね3日程度が経過し、避難所の状況がある程度落ち着いたら、自治会長や自主防災組織などを中心に、運営の中心となる「避難所運営対策本部」を立ち上げます。
また、実際の運営作業を行う「活動班」を設置し、役割を分担します。

避難所運営本部の構成（一例）



ポイント

○ バランスに配慮を

本部長、班長、組長など各リーダーには補助役をつけて、負担を軽減できるようにしましょう。ローテーションを組むなど、持ち回り制にするのも有効です。

また、運営本部や活動班の構成員の性別や年齢層が偏らないよう、女性や若年層も配置し、様々な立場の人の意見が取り入れられやすいように配慮しましょう。

○ 業務の取捨選択も必要

避難所の運営に必要な業務は、避難所の規模や被災状況によってさまざまなうえ、時間の経過によっても変化します。

必要に応じて活動班を統合または細分化して、業務の取捨選択を行いましょう。

活動班の編成と役割分担（一例）

避難者の中から各活動班長・班員を選出



班 名	活 動 内 容
総 務 班	<ul style="list-style-type: none">◇町災害対策本部との連絡調整（定時報告を含む。）◇避難所運営委員会の事務局業務◇各班との連絡調整（受入、管理）◇ボランティアの調整◇避難所運営記録簿の作成・記録◇避難者の相談対応
避難所管理班	<ul style="list-style-type: none">◇危険箇所への対応◇避難者を把握（受付・避難者台帳・外泊など）◇施設の管理や使用する部屋・場所の確保、居住区の区割り◇ペットについてのルール決め◇防犯・防火対策
食料・物資班	<ul style="list-style-type: none">◇食料・物資を要請◇食料・物資の受入・管理◇食料・物資の配布◇炊き出し（配食等含む。）を実施
情報広報班	<ul style="list-style-type: none">◇情報の収集◇避難者への情報伝達◇避難者に関する問合せの対応（電話、郵便物、宅配物など）◇マスコミ取材に対する町災害対策本部への通報◇マスコミ対応（※応答は町職員広報係が実施）
救 護 班	<ul style="list-style-type: none">◇傷病者の対応◇感染症の予防◇避難者の健康状態を確認◇要配慮者、避難行動要支援者の対応◇医療機関との調整
衛 生 班	<ul style="list-style-type: none">◇生活用水を確保（飲料水、その他生活用水の管理）◇ごみの管理◇トイレの管理◇お風呂の管理◇避難所内の清掃

避難所運営で配慮が必要なこと 運営のルールづくりやお互いに配慮・工夫が必要！

不特定多数の人が混乱状態の中で混雑し、生活する避難所では、お互いに配慮しあえるよう工夫が必要になります。

<< 3つの管理が大切 >>

衛生管理

- * 手洗い場と調理場を分別
- * 配食時など必ず手洗い、消毒
- * マスクを用意
- * 残飯とごみ分別、残飯のバケツにはふた
- * 手洗い、うがいの徹底など

食事管理

- * 身体にやさしい食事（塩分控えめ、野菜多め）の提供
- * 地域の協力で炊き出しを！
- * 時間を決めて食事
- * みんなで一緒に食べるよう心がけ

健康管理

- * 1日5分間でも体を動かす体操などの実施
- * 個人の健康管理についてルール化（口腔衛生管理、喫煙、飲酒など）
- * 原則として、飲酒禁止

<< その他配慮が必要なこと >>

- ◎ 円滑な運営のために…
 - 情報を常に“見える化”
 - ペットへの対応
 - 在宅被災者への情報提供。炊き出し・救援物資の配給
 - 生活リズムを決め、生活のルールをつくる（起床や消灯の時間。朝礼・健康体操の時間。避難者参加の清掃当番や配食当番など）
 - 観光客等帰宅困難者への対応
- ◎ 要配慮者に配慮したみんなに優しい避難所にするために……
 - トイレに工夫…洋式トイレは高齢者や障害のある人を優先に
 - 座った体勢で過ごせるよう工夫
 - プライバシーの確保や声かけなどの見守りへの配慮
 - 子どもの居場所づくり
 - 外国人への情報伝達を工夫

これらのポイントに配慮して地域でマニュアルをつくり、訓練を重ねてマニュアルを更新し、本当に災害がやってきた場合に、地域みなさんで実際に助け合うことができるようにしましょう。

避難所の 集約・閉鎖

電気・ガス・水道等のライフラインが回復し、本来の日常生活が可能になってきたら町災害対策本部が避難所の集約や閉鎖について検討し、判断します。
また、避難所運営本部は、必要に応じて閉鎖の時期や物資の扱い等について、町災害対策本部と協議し、集約・閉鎖の準備に取り掛かります。

<<< 避難所閉鎖までの流れ >>>

集約・閉鎖の 決定

ライフラインの復旧状況などを鑑みて、集約・閉鎖の時期について市災害対策本部と協議します。
集約・閉鎖の決定および指示については、市災害対策本部が行います。

※これ以降は、閉鎖もしくは他の避難所への集約のため撤収が決定した場合のフローです。

避難者の 合意形成

集約・閉鎖が決定したら、設備や物資の返却、回収、処分などについて、町災害対策本部と協議の上、実施します。
また、残っている避難者に対して、避難所の閉鎖時期や撤収の準備等について説明し、合意の形成を図ります。

集約・閉鎖 の準備

避難所運営本部は、各活動班に対し集約・閉鎖に向けた計画の作成を依頼します。
各活動班は、それぞれの業務を継続しながら、業務で使用した設備・備品の整理・片付けを行い、作成した資料を避難所運営本部に提出します。
また、施設の現状復帰のため、全体の清掃やごみ処理などを、必要に応じてボランティアや地域住民らと協力して実施します。

閉鎖・撤収

避難所運営本部は、本部や各活動班が作製した資料や記録を取りまとめて町災害対策本部に引き継ぎ、避難所閉鎖の日をもって解散します。

ポイント

- 初期は町職員が中心
開設、および初期の運営は、原則的に町の職員が中心となって行います。
- 避難者も互いに協力
円滑に運営するため、自治会単位で名簿を作成して提出するなど、互いに協力し合いましょう。